

議案第20号

三朝町道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町道路占用料徴収条例（平成17年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		占用料			区分		占用料		
		単位	金額 (円)				単位	金額 (円)	
略					略				
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。)第7条 第1号 に掲げ る物件	略				道路法 施行令 (昭和 27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。)第7条 第1号 に掲げ る物件	略			
	アー チ	車道を 横断す るもの	1基に つき1 月	1,000		アー チ	車道を 横断す るもの	1基に つき1 月	1,000
		その他 のもの		510			その他 のもの		510
政令第7条第2号に掲 げる工作物		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年		950	政令第7条第2号に掲 げる工作物		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年		950
略					略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。